

不服申立ての主な審理事例（地方税法総則・滞納処分等） 1

主な争点		申立ての要旨	主文	決定の理由の要旨
1	納税の告知等について	繰上徴収	自己破産のため納期限を繰り上げて請求されたが、収入はあり、また、納期限が変更された徴収金については納付の準備ができていないので、処分を取り消してほしい。	棄却 本件処分に係る徴収金は、既に納付の義務が確定しており、また、申立人の所有する不動産について担保権の実行としての競売が開始されていることから、本市では申立人の資力の状況等から納期限においてその全額を徴収することができないと判断したものであり、処分は違法ではない。また、申立人の主張する理由は本件処分を取り消す理由にはならない。
2	賦課（課税）決定等のできる期間について	固定資産税の賦課決定にかかる期間制限の特例	遡及課税は3年が原則であり、5年遡及したことは、課税処分としては無効である。	棄却 賦課決定は、原則として法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後においてはすることができないが、固定資産税は法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができる。
3	連帯納税義務について	共有物に関する固定資産税の連帯納税義務	共有者に係る税額は、異議申立人にした差押えの対象に含まれない。	棄却 共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うこととされており、異議申立人は共有者であり、かつ、納付の告知を行っていることから、具体的な納税義務が生じており、差押えは適法である。

※すべて平成 28 年 3 月 31 日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（地方税法総則・滞納処分等） 2

主な争点		申立ての要旨	主文	決定の理由の要旨	
4	延滞金について	延滞金の賦課	延滞金を課されたことに対する不服。	却下	市・府民税を納期限後に納付する場合に延滞金も併せて納付しなければならないことは地方税法に定められた事項であり、本税とともに延滞金も併せて納付すべきであるとしてその履行を請求されたとしても、そのこと自体は何らかの処分性を有するものではなく、延滞金の納付義務の成立及びその確定に関して影響を及ぼすものではないことから、不服申立ての対象となる処分には該当しない。
5	延滞金について	既に納付されている延滞金の減免	延滞金の減免申請を却下されたことに対する不服。	棄却	異議申立人に係る延滞金は、預貯金の差押え及び取立てによって既に納付されている。延滞金の徴収は、納税期限内に納税している納税者との間の負担の公平性を維持する観点から行われているものであり、その減免は、納付できないやむを得ない理由がある場合にのみ行われる例外的な措置である。異議申立人に係る延滞金は既に納付されていることから、延滞金を納付する資力を有することは明らかであり、減免の対象とはならない。
6	差押処分について	差押えの手続	本人の了承なしに給与を差し押さえられたことに対する不服。	棄却	本件処分は適法になされており、法において、差押えに当たりあらかじめ本人の了承を得なければならない旨の規定は存在しない。

※ すべて平成 28 年 3 月 31 日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（地方税法総則・滞納処分等） 3

主な争点		申立ての要旨	主文	決定の理由の要旨
7	差押処分について	差押禁止財産	生活に著しい支障を来たす危険性があるため、給与に対する差押処分の取消しを求める。	棄却 給与収入の差押えについては、法により生活費に相当する金額を差し押えることができないこととされており、本件処分は適法になされている。
8	差押処分について	差押禁止財産・差押えの解除の要件	差し押さえられた金額は家屋からの退去費として受け取ったものであり、通知もなしに処分されたのは他人のお金を奪ったとしか考えられない。いったん返金し残りは引き落としでの支払いを検討してもらいたい。	棄却 差押債権は差押禁止財産ではなく、差押えの解除の要件にも該当しない。差押え前に通知すべき法律上の義務はなく、差押えの手続きは適法になされている。
9	差押処分について	超過差押え・無益な差押え	大阪市は既に全額徴収できるだけの不動産を差し押さえしており、その上、契約者貸付を受けている生命保険を差し押さえたことは超過差押え又は無益な差押えに当たる。	棄却 差し押さえた不動産には滞納している市税に優先する抵当権が設定されており、当該不動産だけでは滞納している市税全額を徴収することはできないことから、超過差押えには当たらない。また、差し押さえた生命保険には、滞納している市税に優先する債権の設定はなく、無益な差押えにも当たらない。

※すべて平成 28 年 3 月 31 日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（地方税法総則・滞納処分等） 4

主な争点		申立ての要旨	主文	決定の理由の要旨
10	差押処分について	差押え解除の要件・超過差押え	銀行に借入金の返済猶予中であり、差押不動産3件のうち2件を解除してほしい。	棄却 金融機関に調査したところ、債権現在額を上回る債務があることが判明した。したがって、本件差押えは超過差押えには当たらず適法になされており、差押えを取り消す理由はない。 また、差押えの解除については国税徴収法第79条にその要件が定められており、異議申立人の主張を理由に当該差押えが解除されるものではない。
11	課税処分と滞納処分の関係について	課税処分の瑕疵と滞納処分	差押えにかかる固定資産税の課税処分がまちがっており、差押処分に不服がある。	棄却 課税処分と滞納処分とはそれぞれ目的及び効果を異にする別個の手続きによる行政処分であり、仮に課税処分に瑕疵があったとしても、その瑕疵が重大かつ明白で課税処分が無効であるか、課税処分が権限のある者によって取り消されない限り滞納処分の効力に影響を及ぼさない。本件固定資産税の課税処分は適法であり、重大かつ明白な瑕疵は認められず、また、権限のある者によって取り消されてもいないため、差押処分に影響を及ぼすものではない。
12	課税処分と滞納処分の関係について	課税処分の取消しの訴えが継続中の場合	現在訴訟継続中である事案に対する差押えと思われるが、何の緊急性もないのに、なぜ裁判の結果を待たないのか。	棄却 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

※すべて平成28年3月31日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（地方税法総則・滞納処分等） 5

主な争点		申立ての要旨	主文	決定の理由の要旨
13	公売公告処分について	差押え後に取得した不動産に係る公売公告処分	前所有者の滞納による差押え処分に基づく公売は取り消されるべきである。	棄却 差押えは、滞納者の特定財産の法律上又は事実上の処分を禁止する効力を有するものであり、本市の参加差押えによって、滞納者に対し、本件不動産の所有権移転等の処分行為を禁止していたものであり、差押えにより禁止されている所有権移転によって差押え後に所有権を取得した第三者は、当該差押えに対抗することができないものと解されている。そのため、異議申立人は、本市の参加差押えに対抗することはできず、主張は認められない。

※すべて平成 28 年 3 月 31 日以前の処分等に対するものです。